

この事業は市民・企業の皆様からの
寄附金をもとに実施します。

【平成21年度 大阪市市民活動推進基金 前期助成事業】

(お知らせ：後期助成事業として8月頃に約100万円規模の助成を予定しています)

大阪市市民活動推進基金助成事業募集要項

申請受付期間 平成21年3月5日～3月24日

市民、企業等から寄せられた寄附金をNPOの特性を活かした、
先駆的で公益的な事業に対して助成します。

今回の事業募集については昨年度の寄附者から、NPO法の17分野のうち、

- ◎ 保健・医療・福祉の増進
- ◎ 学術・文化・芸術・スポーツ振興
- ◎ 男女共同参画社会の形成の促進
- ◎ 子どもの健全育成
- ◎ 市民活動支援

について助成されたい旨の意向がありますので、それに沿った事業を優先します。

(選考の際、上記分野が優先されますが、上記以外の事業が選考される場合もございます)

大阪市市民活動推進基金は、市民、企業等から寄せられた寄附金をあらかじめ登録された市民活動団体の公益的な事業に対して助成を行い、地域に貢献している市民活動を応援します。
また、登録団体からの事業企画案の審査については、公平性・透明性の観点から大阪市市民活動推進基金運営委員会において、寄附者の意向も踏まえて審査を行い、助成の可否を決定します。
*この募集要項のNPOとは、特定非営利活動法人(NPO法人)またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体としており、民法上の公益法人、社会福祉法人等の特別法による法人、営利企業等は除きます。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

1 対象事業

特定非営利活動促進法(NPO法)における活動分野で、先駆的で公益的な事業

2 応募資格

「大阪市市民活動推進基金団体登録要綱」により登録された市民活動団体

3 助成金額と助成件数

助成金総額は**合計220万円**で、1事業の助成金限度額は100万円以内、
助成件数は**最高4件程度**とします。**ただし、助成対象経費総額の1/2以内とします。**

注)・本事業は、事業に対する助成であり、団体の通常の運営費に対する助成ではありません。

・本事業は、大阪市からの他の助成を受けていないものに限ります。

・本事業は、大阪市以外からの助成や、参加費・負担金等による収入は可能です。

※助成（補助）対象経費とは

事業実施に必要と認められるのは次の経費です。飲食費等下記以外の費用は対象となりません。事業実施期間中に購入、納品、経費支出がなされるものに限りです。その他の経費につきましては市民局市民活動担当にご相談ください。

科目	内容
人件費	事業従事者の人件費（補助金額の20%を上限とする）
旅費交通費	事業実施に必要な旅費交通費、宿泊費
通信運搬費	事業の実施に必要な電話、プロバイダ利用料などの通信費や郵送等の運搬に要する費用など
印刷製本費	事業の実施にチラシ作成費等広報用の印刷経費 など
消耗品費	事業の実施に必要な文具等の購入費 など
修繕費	事業に必要な修繕費（補助金額の20%を上限とする）
燃料・光熱水費	事業の実施に必要な光熱水費、事業用車両のガソリン代 など
会議費	事業の実施に必要な会議室使用料 など
賃貸料	事業の実施に必要な事務所等の賃料（保証金は含まない）
保険料	事業の実施に必要な保険料
諸謝金	事業の実施に際して支払われる講師謝金 など
負担金	資料情報収集費、資格取得費・研修会参加費 など
事務費	事業実施に必要な上記以外の諸経費（飲食費は含まない）

4 事業実施期間

平成21年4月15日～平成22年3月31日

事業終了後は、補助金交付要綱第16条に基づき、大阪市市民活動推進基金実施報告書（様式第12号）に関係書類（事業実績報告書、事業収支決算書、領収書等補助経費にかかる支出の確認ができる書類）を添えて提出してください。提出期限は事業終了後10日以内とします。詳しくは助成対象団体に通知します。

5 応募方法

応募いただく事業プランについて、所定の申請書に必要事項を記入するとともに、必要書類を作成・添付のうえ、大阪市市民局市民活動担当までご提出ください。

なお、1団体、1事業のみの提案とします。

（申請書については、市民局ホームページからダウンロードできます）

①提出書類

別紙申請書を提出してください。また、申請書には必要事項を漏れなく記入してください。記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象から外れる場合があります。

提出された申請書類は選考審査と助成金申請事務以外の目的には使用しませんが、提出いただいた書類は情報公開条例第2項による公文書となるため、情報公開の請求があれば、公開の対象となります。

なお、提出された申請書類は返却できませんので、ご了承ください。

※ 必ず控えをお取りください。

②提出部数

正副各1部（合計2部）をご提出ください。

③応募受付期間と申請書類の提出先

受付期間 平成21年3月5日(木)～3月24日(火) 必着

応募申請書類は大阪市市民局市民活動担当に郵送(24日必着)またはご持参ください。持参される場合は、平日の午前9時から午後5時30分までをお願いします。

提出先 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎4階 市民局 **4番**市民活動担当

TEL06-6208-7306 FAX06-6202-7074

④応募説明会の実施

応募説明会を次のとおり実施します。応募予定者は可能な限り参加してください。

(事前申込みは不要です)

・日 時：**平成21年3月6日(金) 午後3時00分～4時00分**

・会 場：大阪市役所 本庁舎4階 市民局第1・2会議室

6 対象事業の選考方法

助成事業及び助成額の審査は、「大阪市市民活動推進基金運営委員会」において行います。審査を行うにあたり、寄附者の意向を尊重し、次の方法で審査を行い、助成の可否を決定します。

○第1次審査(書類審査)

提出していただいた申請書類により審査します。選考の可否は、市民活動担当から郵送にて通知します。

○第2次審査(プレゼンテーション)

第1次審査を通過した申請団体を対象に、書類及び申請者による事業説明(プレゼンテーション)と質疑を行い、審査のうえ、助成対象事業を選考します。選考の可否は、市民活動担当から郵送にて通知します。

○助成対象事業に選考された申請団体の公表

大阪市のホームページ等に掲載するなど、公表します。

※第2次審査について

第2次審査は平成21年4月9日(木) 午後から(大阪市役所 本庁舎4階 市民局第1・2・3会議室)実施します(公開ではありません)。

申請団体の代表者もしくは事業担当者は、必ず第2次審査に出席してください。第2次審査に出席できない場合は、選考対象から外れますので、予めご了承ください。開催時間等、詳細な案内は、第1次選考結果通知の際にお知らせします(時間の指定はできませんので、予めご了承ください)。

第2次審査は、提出していただいた申請書類をもとにプレゼンテーションしていただきます。説明を補足したい場合、追加資料の当日配付も可能です(当日10部ご持参ください)。OHPやパワーポイント等機材を使用してのプレゼンテーションはできません。紙ベースの資料による説明をお願いします。

※選考基準について

選考にあたっては、下記の視点に基づき、総合的な面から評価し選考します。

評価項目	評価の視点
適格性・実現性	応募した事業を確実に実施できる能力及び組織体制を有しているか 資金調達能力、適正な経費内容、実施スケジュール等責任ある推進体制が確立されているか
必要性	現状・課題を踏まえ、必要性・重要性が高い事業となっているか
波及性	事業の成果に広がり期待でき、団体活動の発展が見込まれる事業であるか
先駆性	創造性があり、先駆性あるいは専門的な見地から、助成する事業としてふさわしいものか
公益性	営利企業が行うことが適当と認められる性格・内容の事業を主とするものでないものであるか 広く市民に還元されるものであるか

7 オリエンテーションほか

○オリエンテーション

助成団体に対し、当事業の事務手続きについての説明を行います。なお、期日については第2次選考結果通知の際に通知いたします。

○事業進捗状況の把握等

事業実施期間中、事業進捗状況を確認する場合があります。また、市民局HP等において、事業進捗状況等の公表を予定していますのでご協力をお願いします。

○事業報告発表会の実施

平成22年3月下旬に、助成事業の取組みの成果等について報告発表会を行います。

○その他

市民活動推進基金の発展拡充のためご協力をお願いいたします。

8 助成金の取り扱い

○助成団体に対する助成金は、別に定める様式による申請書を提出していただいた後、交付します。

○助成団体は、事業実施期間終了後、別に定める様式による事業実施報告書・事業収支計算書等を提出していただきます。その場合、不適切な経費支出があった場合には、交付した助成金の全額又はその一部を返還していただきます。

○証拠書類（発注書、納品書、領収書、支払書等）、現物による執行の確認を行います。

○事業実施期間中に、助成団体が事業を中止せざるを得ない、又は大幅に事業内容を変更するという状況になった場合は、速やかに事務局まで届け出てください。

9 事業終了後の取り扱い

○当事業の事業実施期間は平成22年3月31日までですが、期間終了後の事業の進捗状況等について、今後の参考のために、助成団体に随時、アンケートやヒアリングなどを要請する場合があります。

(様式第1号)
平成 年 月 日

大阪市長 様

(申請者)
住所(所在地)
氏名(団体名)
代表者(職・氏名) 印
(電話番号: —)

大阪市市民活動推進基金助成事業応募申請書

平成21年度大阪市市民活動推進基金助成事業について以下のとおり関係書類を添えて応募申請します。

なお、記載の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 事業名
- 2 事業計画 別紙事業計画書のとおり
- 3 事業収支計画 別紙事業計画書のとおり
- 4 補助申請金額 金 円

(様式2)

平成 年 月 日

事業計画書

1. 申請事業の名称

--

2. 事業の概要（要旨）

--

3. 事業の具体的内容

「誰を（何を）対象に」「いつ」「どこで」「何をする」のか等、具体的記入してください。

--

4. 事業の目的及び効果

(目的) 申請事業の取り組もうとする社会の課題やニーズ、団体の設立目的や活動との関連等について、具体的に記入してください。

(効果) 申請事業を達成することにより期待される効果・目標値も含めた達成目標を明確に記入してください。

5. 事業の実施地域

6. 事業の対象者

7. 提案事業のアピール内容

※事業のポイントやアピールできる内容を具体的に記入してください。

・波及性

・先駆性

・公益性

8. 事業のスケジュール

年月	活 動 内 容	各期の目標設定
月 ～ 月		
月 ～ 月		
月 ～ 月		
月 ～ 月		

※活動期間は、平成21年4月15日から平成22年3月31日までの期間としてください。

9. 事業予算書（収支計画）

事業の実施（助成対象期間：平成21年4月15日～平成22年3月31日）にかかる収支計画について記入してください。

■収入の部

（単位：千円）

項目	具体的な内容	積算根拠（単価×回数）	金額
自己資金			
借入金			
その他（他の助成金、参加費等）			
基金助成（補助）金	大阪市民活動推進基金助成金		
合計			A

■支出の部

（単位：千円）

項目	具体的な内容	積算根拠（単価×回数）	金額
①人件費			
②旅費交通費			
③通信運搬費			
④印刷製本費			
⑤消耗品費			
⑥修繕費			
⑦燃料・光熱水費			
⑧会議費			
⑨賃貸料			
⑩保険料			
⑪諸謝金			
⑫負担金			
⑬事務費			
助成（補助）対象経費総額			B
助成（補助）対象外経費 （飲食費等上記①～⑬以外）			
合計			C

* ①～⑬は募集要項の2頁〔助成（補助）対象経費〕の内容に基づき、できる限り詳しく記入してください。

* 収入の合計額「A」と、支出の合計額「C」の金額は同一額となります。

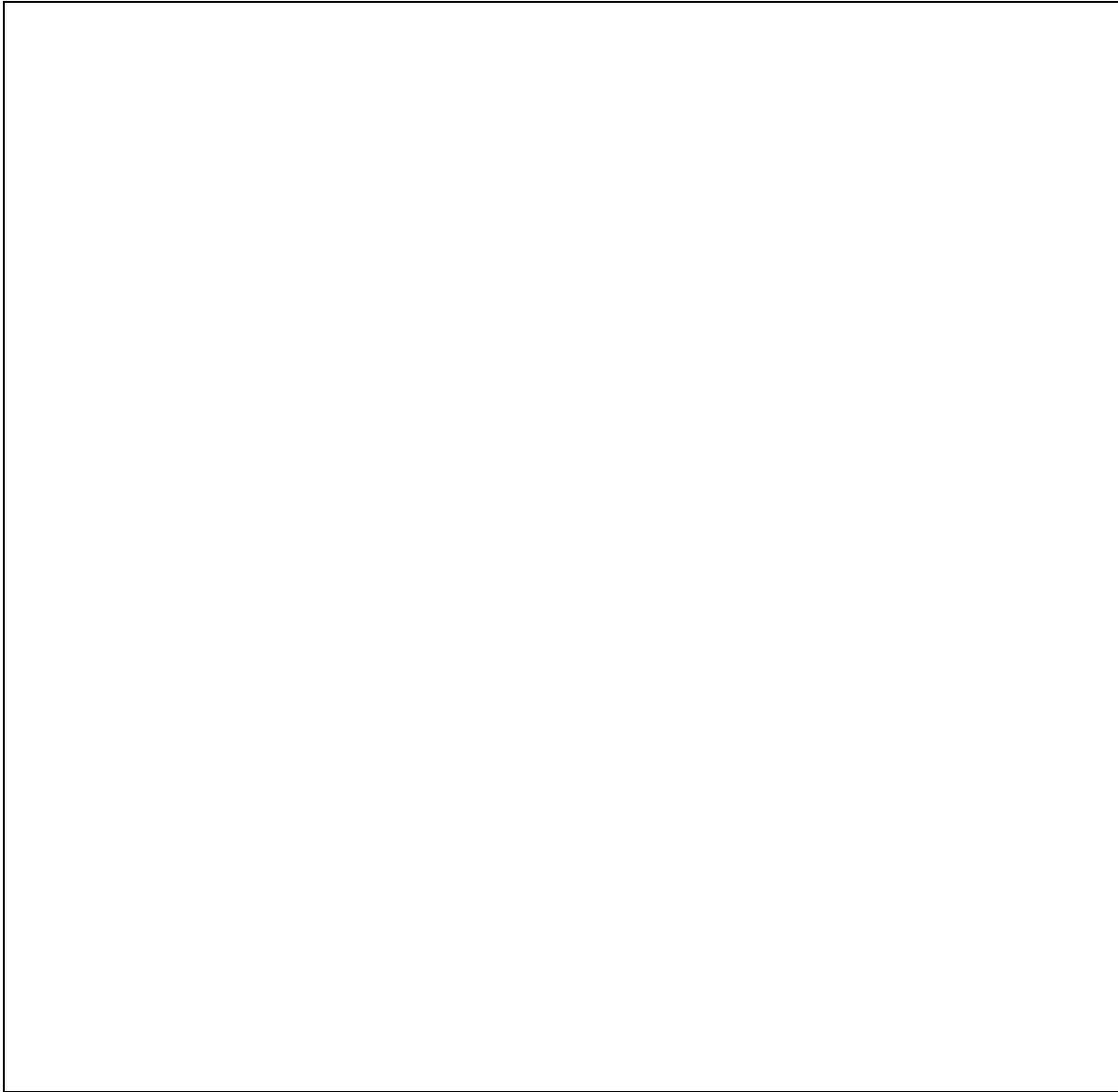
* ①人件費、⑥修繕費は助成（補助）金額のそれぞれ20%を上限とします。

* 助成（補助）金は、 $B \times 1/2$ 以内となります。

注）金額の根拠を明示してください。（カタログ・見積書の添付、講師予定者の肩書き等の明記）

注）本事業は、大阪市からの他の助成を受けていないものに限りします。

助成事業実施にあたっての組織体制



■ 応募書類の提出及び問い合わせ先

大阪市市民局市民部市民活動担当

所在地 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
(市役所本庁舎 4階)

TEL : 06-6208-7306

FAX : 06-6202-7074

大阪市市民局 ホームページ

<http://www.city.osaka.jp/shimin/>